	(c)　(a)及び(b)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅についてはマルチキャリアの通常の変調状態を模擬する２波の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した送信電力とする。 ｃ　ａ及びｂで模擬することが困難な場合であって、３波からマルチキャリア運用時の割当周波数の波数までの範囲の周波数の数で模擬するときは、必要周波数帯幅内の最も低い割当周波数、最も高い割当周波数及び割当周波数のうち設定可能な範囲を等間隔とする割当周波数の電波を使用するものとし、それぞれの割当周波数における占有周波数帯幅及び送信電力については、次のとおりとする。 (a)　占有周波数帯幅については指定されている占有周波数帯幅のうち最小となる占有周波数帯幅（無変調となる場合を含む。）とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。 (b)　(a)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。 (c)　(a)及び(b)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した値を送信電力とする。 オ　不要発射の強度は、設備規則別表第３号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。 カ　電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。 キ　給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であって、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値に信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。
4　占有周波数帯幅	ア　変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の１周波数を選定し、測定する。

	イ　無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。
5　空中線電力	ア　原則として全ての周波数ごとに、無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 イ　アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。 ウ　単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、試験設備に1,500Hzの変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力の値を測定する。 ただし、尖頭電力で測定するものにあっては、試験設備に二つの変調周波数によって変調したときの試験設備の尖頭電力の値とすることができる。 エ　実数零点単側波帯変調方式の無線設備にあっては、試験設備を1,000Hzの変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力である平均電力を測定するものとする。 オ　主搬送波を副搬送波で変調する方式のものにあっては、副搬送波の入力レベルを最大にしたときの電力を測定する（この場合、副搬送波は規定値内（変調周波数450Hz以上）で変調し、主搬送波を変調（70％以上）するものとする。）。 カ　能率換算によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号（無線設備の空中線電力の測定及び算出方法を定める件）第５項第３号に定める算出方法による。 キ　空中線電流によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号第２項によるものとする。 ク　空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 ケ　通過形電力計を用いて空中線電力の測定を行う場合であって、反射電力の測定が可能な場合は、その値を併せて測定する。 コ　空中線電力の低下装置を有する場合は、低下させた空中線電力も測定する。 サ　地上基幹放送局の場合においては、上記による送信装置の空中線電力の測定のほか、中波放送を行う地上基幹放送局にあっては、空中線からある程度の距離をおいた数地点における電界強度を測定し、測定した電界強度を１キロメートルの距離における電界強度に換算し、それぞれの２乗の値の平均値を算出して記載することとし、また、中波放送以外の地上基幹放送局にあっては、空中線からある程度の距離をおいた